＜日当、謝金＞

➀「日当」は、埼玉県士会会員のみに該当する規定である。

日当は4時間以内なら2,000円、4時間以上なら4,000円とする。

学生や埼玉県士会会員以外は「謝金」とする。

➁謝金の金額設定は申請者判断とするが「源泉」（税金関係）は行うこと。

「手取り」で8,000円とするならば、税金を上乗せした額面として計上すること。

＜講師料＞

